

財政改革推進プログラム

豊かな未来を創造する財政構造改革の具体的取組み

長野県

平成15年(2003年)2月

目 次

はじめに	1
新たな財政構造の構築	2
1 財政改革が求められる背景	2
2 本県財政の現状と課題	3
3 本県の財政改革の目指すもの	6
4 財政改革の推進期間	8
中期財政試算	9
1 財政改革実施前の中期財政試算	9
2 財政改革実施後の中期財政試算	10
歳出削減に向けた具体的取組み	16
1 事務事業の見直し	16
2 投資的経費の削減	20
3 公債費の抑制	23
4 人件費総額の抑制	23
歳入確保に向けた具体的取組み	26
1 県税収入の確保	26
2 受益者負担の適正化	27
3 県有財産の有効活用	28
4 臨時的な財源の確保	29
施策の重点化の方向性	30
予算編成・執行面での取組み	35
1 予算編成・執行方法の見直し	35
2 事務事業の抜本の見直し	36
3 職員の意識改革	36
地方税財政制度の改革	37
1 「三位一体」改革の実現による財政自主権の確立	37
2 国庫補助制度等の改善	39
財政改革推進プログラムの実施に当たって	41
1 集中検討期間における取組み	41
2 経済・雇用情勢への配慮	42
3 プログラムの見直しと達成状況等の公表	42
4 県民・市町村・団体等との対話	43

(別冊) 財政改革推進期間中の主な見直し事業

はじめに

環境と共生した産業構造・生活様式への転換や人口減少・超高齢社会への適応、地域住民が自律的・主体的に活動できる社会への転換などが求められる今日、県民が行政に求めるサービスも大きく変化してきています。私たちは、こうした市民意識の潮流の変化を深く認識し、税金を納めていただいている県民の皆さんの要望に応えるべく、行政サービスのあり方を迅速に、より具体的に変えていかなければなりません。

県の財政は、経済悪化の影響から県税収入が戦後最大の落ち込みとなる一方で、義務的な経費が増加し財政が硬直化していること、また、過去の借入金の返済が財政を圧迫していることから大幅な財源不足が発生し、このままでは平成16年度に財政再建団体への転落も想定される危機的な状況に直面しています。このため14年4月、今後5年間に行うべき財政改革の基本的な考え方を取りまとめた「財政改革基本方針」を策定しました。ここで述べる「財政改革」とは、単に収支の帳尻を合わせるのではなく、これまでの常識や慣習を良い意味で打ち破り、真に必要な施策に大胆な発想で財源配分を行うとともに、産業の活性化や雇用の創出を図ることにより安定的な財源を確保し、21世紀型の新たな財政システムを構築することです。

「財政改革推進プログラム」は、こうした考え方にに基づき、県財政の健全化に向けた具体的取組みと今後の施策展開の方向性をお示しし、財政改革への道筋を明らかにするために策定したものです。

プログラムの推進に当たっては、従来の財政構造を改革する過程で県民生活に一時的に影響が生じることも想定されます。しかしながら、私たちは逡巡することなく、県民の要望に応えるべく、限られた財源を必要な施策に重点的に配分し、県民にとって真に豊かな未来を切り拓いてまいります。

県民の皆さん 一人一人のご理解とご協力を切にお願いいたします。

新たな財政構造の構築

1 財政改革が求められる背景

現在、我が国は明治維新以来の歴史的な転換期を迎え、社会・経済システムを構造的に変化させねばならないにもかかわらず、小手先の対症療法に終始し迷走を続けています。数々のものづくり産業を基盤とする都市型の税収構造を持つ長野県においては、県税収入が戦後最大の落込みとなっており、私たち長野県は全国に先駆けて抜本的に構造を改革し、新たな社会・経済システムを構築していかなばなりません。

(経済・財政面での変化)

低成長時代への適応

バブル経済の崩壊以降、日本経済は長期にわたる低迷を続けており、この背景として、不良債権処理の遅れ、厳しい雇用情勢、財政赤字の拡大とそれによる将来への不安、社会保障制度の持続可能性への不安などが指摘されています。今後も右肩上がりの経済成長は見込めず、低成長時代への適応が求められています。

借金に頼ることのない財政運営への転換

日本経済が長期にわたって低迷する中で、公共投資を中心とする累次の経済対策が実施されてきたこともあって国・地方を通じた長期債務残高が686兆円にも達することが見込まれ、我が国は先進諸国でも類がないほど巨額の財政赤字が累積しており、これ以上借金に頼ることのない財政運営への転換が求められています。

(社会環境面での変化)

環境と共生した産業構造・生活様式への転換

これまでの社会・経済システムは、経済成長優先で大量生産・大量消費による資源消費型の産業構造・生活様式でしたが、近年、その限界が明らかになる中で、環境と共生した持続可能な社会構造の構築を目指し、循環型の産業構造・生活様式へ転換することが求められています。

人口減少・超高齢社会への適応

少子高齢化が本格的に進展し、これまで一貫して増加を続けてきた人口がピークを迎え、未だかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会が到来しようとしています。社会保障、行財政、教育などの従来社会・経済システムでは時代の変化に対応できなくなっており、人口減少・超高齢社会への適応が求められています。

地域住民が自律的・主体的に活動できる社会への転換

行政に対する県民の意識も大きく変貌を遂げつつあり、従来型の画一的なサービスを受動的に求めるのではなく、多様な個性が尊重され、一人ひとりの地域住民が自律的に、そして主体的に生き方や活動を選択できるような社会への転換が求められています。

2 本県財政の現状と課題

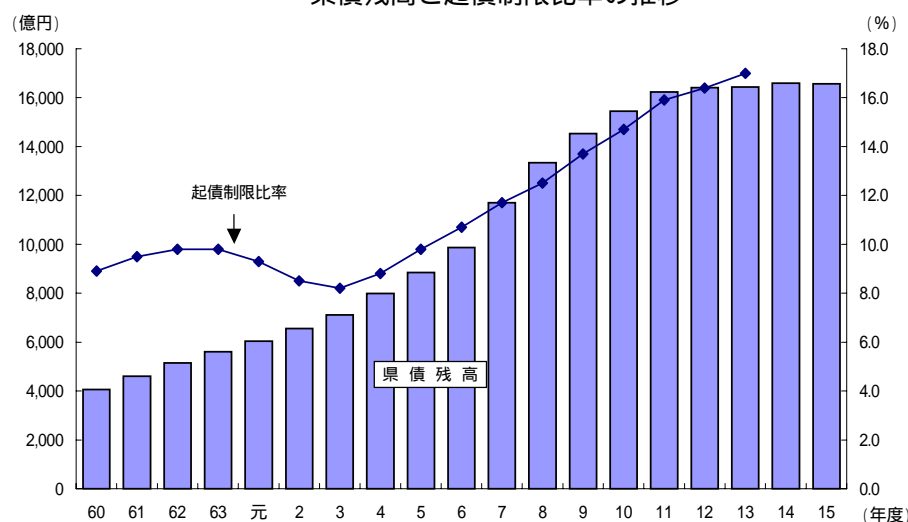
(1) 危機的な状況に直面している県財政

本県においては、県債残高が1兆6千億円を超えており、起債制限比率が全国ワースト2となるなど、公債費の負担が極めて大きい状況にあります。これに加えて県税収入の伸び悩みもあって毎年度多額の財源不足が発生し、基金に頼らざるを得ない厳しい財政運営が続いています。

これまでも行政改革大綱に基づき、定数削減による人件費の抑制や事務事業の見直しなどを行うとともに、県単独事業費等の投資的経費の削減を行い、財政の健全化に努めてきました。

このような取組みにもかかわらず、基金の取崩しによる財政運営を行わざるを得なかったことから、平成4年度のピーク時には1,784億円あった三基金（財政調整基金・減債基金・公共施設等整備基金）の残高は残りわずかとなり、今後はこれまでのように財源不足を基金で補てんして財政運営を行っていくことが困難となり、危機的な状況に直面しています。

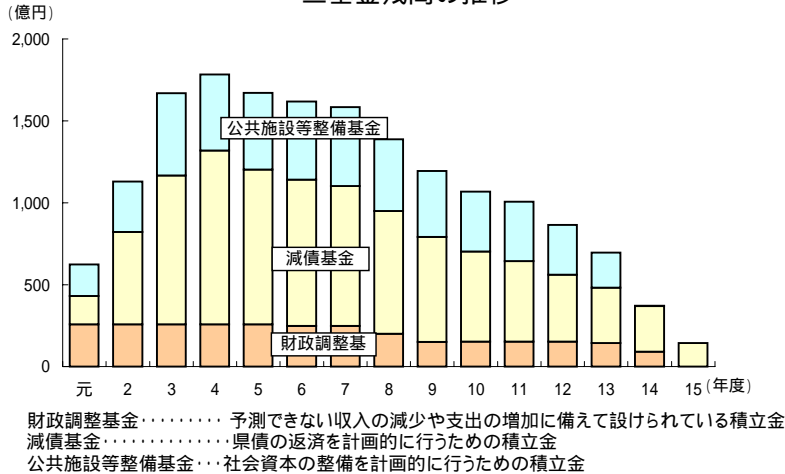
県債残高と起債制限比率の推移



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
県債残高	4,066	4,597	5,152	5,608	6,040	6,551	7,121	7,991	8,853	9,886	11,697	13,342	14,528	15,443	16,241	16,401	16,439	16,594	16,566
起債制限比率	8.9	9.5	9.8	9.8	9.3	8.5	8.2	8.8	9.8	10.7	11.7	12.5	13.7	14.7	15.9	16.4	17.0		

S60～H13年度：決算額 H14・15年度：見込額

三基金残高の推移



(単位: 億円)

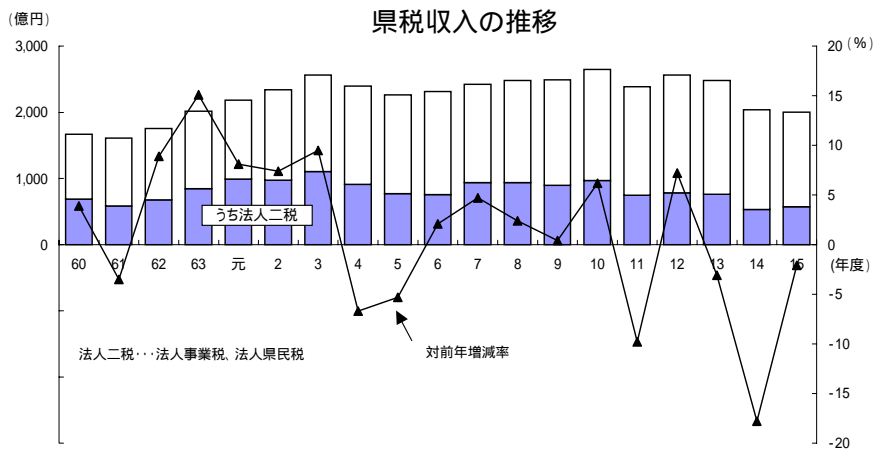
年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
財政調整基金	259	258	258	258	258	248	248	200	151	152	152	152	143	92	0
減債基金	172	564	909	1,061	946	894	855	749	642	552	491	409	339	279	143
公共施設等整備基金	192	307	503	465	467	476	481	439	401	364	364	305	215	2	0
合計	623	1,129	1,670	1,784	1,671	1,618	1,584	1,388	1,194	1,068	1,007	866	697	373	143

H元～13年度: 決算額 H14・15年度: 見込額

(2) 危機的な財政状況に陥っている要因と今後の課題

マイナス成長を受けて県税収入が戦後最大の落込み

平成13年度の実質経済成長率がマイナス1.4%となり、14年度も低成長の見込みという厳しい経済情勢を反映して、14年度の県税収入は前年度に比べて17%以上減少することが見込まれ、これは第一次オイルショック後の昭和50年度の10.2%の減少を大きく上回り、戦後最大の落込みとなっています。また、15年度の県税収入は、14年度よりさらに落ち込むことが見込まれています。



(単位: 億円)

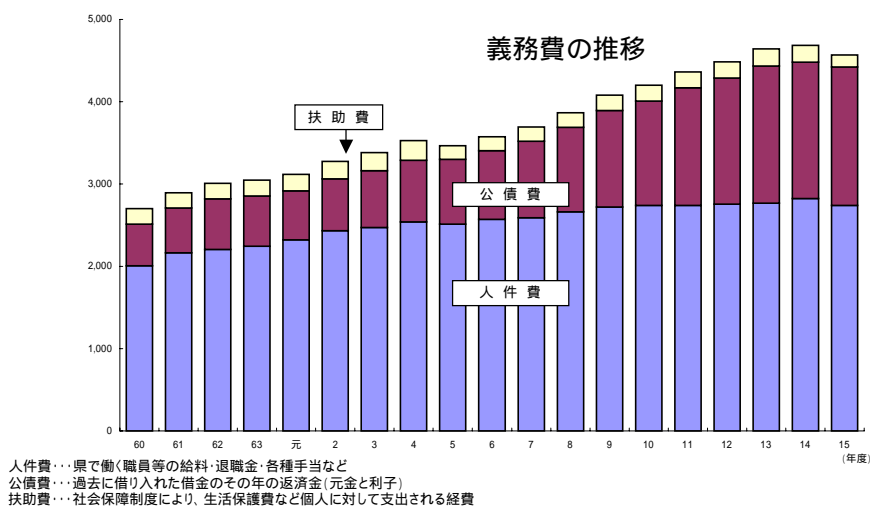
年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
県税収入	1,667	1,609	1,753	2,017	2,182	2,342	2,564	2,393	2,266	2,314	2,422	2,482	2,492	2,647	2,388	2,560	2,480	2,043	2,001
うち法人二税	688	583	676	846	993	973	1,105	911	772	756	835	938	895	967	747	782	762	540	571
対前年増減率	3.9	3.5	8.9	15.1	8.1	7.4	9.5	6.7	5.3	2.1	4.7	2.4	0.4	6.2	9.8	7.2	3.1	17.6	2.1

S60～H13年度: 決算額 H14・15年度: 見込額

国における構造改革が一向に進展しない状況の中で、今後は、これまでのような右肩上がりの経済成長は見込めず、低成長を前提とした財政運営を行っていく必要があります。

財政の硬直化が進み義務的な経費が増加

人件費や公債費などの固定的な経費である義務費が年々増加しており、1兆円ある歳出の50%近くを占める一方、厳しい経済情勢を反映して自主財源の基幹である県税収入は伸び悩みが続き、地方交付税や国庫補助負担金などの国からの財源に頼らざるを得ないという、硬直的で脆弱な財政構造となっています。今後は、中長期的な観点から義務費が増加しないよう柔軟な歳出構造を構築するとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税制度の「三位一体」となった地方税財政制度の改革を国に積極的に提言していくことが必要です。



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
人件費	2,009	2,167	2,205	2,246	2,321	2,434	2,472	2,540	2,512	2,572	2,590	2,661	2,720	2,739	2,742	2,756	2,768	2,822	2,740
公債費	502	540	614	610	597	630	688	748	788	835	928	1,028	1,174	1,270	1,427	1,530	1,667	1,660	1,681
扶助費	190	186	188	191	201	213	222	240	164	169	175	178	185	193	195	200	208	205	145
合計	2,701	2,893	3,007	3,047	3,119	3,277	3,382	3,528	3,464	3,576	3,693	3,867	4,079	4,202	4,364	4,486	4,643	4,687	4,566

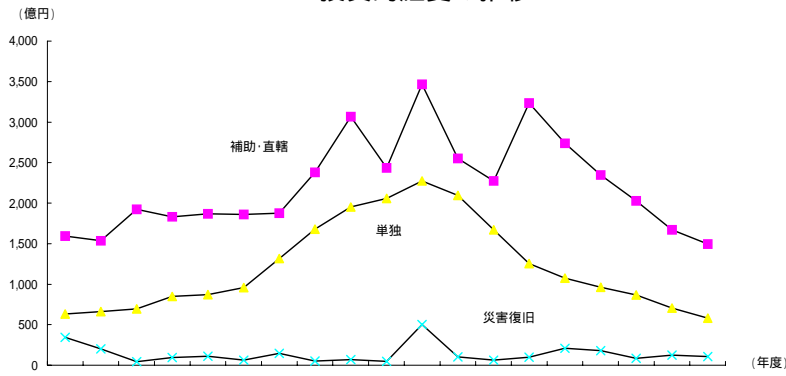
S60～H13年度：決算額 H14・15年度：当初予算
 公債費は借換債除き

過去の借入金の返済が県財政を圧迫

過去に借り入れた県債の残高が1兆6千億円を超え、その返済である公債費が急増しています。これは、これまで実施してきた経済対策や災害への対応に加え、北陸新幹線・高速道路の開通、冬季オリンピックの開催などにあわせ、県民要望の強い社会資本整備を進めるため、借金に頼りながら集中的に公共事業・県単独事業などを実施してきた結果です。

今後は、既に多額の県債を抱えている本県においては、これまでのように県債に依存して公共事業等を実施するのではなく、中長期的な展望に立って借金に過度に頼ることのない財政運営を行っていくことが必要です。

投資的経費の推移



		(単位 億円)																		
年度区分		60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
補助・直轄		1,595	1,535	1,924	1,832	1,868	1,862	1,874	2,379	3,068	2,436	3,467	2,552	2,275	3,235	2,738	2,348	2,031	1,672	1,497
単独		633	662	695	850	871	958	1,317	1,678	1,953	2,060	2,273	2,094	1,671	1,255	1,076	960	867	707	582
災害復旧		345	200	43	94	110	61	146	50	69	48	500	102	63	98	209	179	84	124	105
合計		2,573	2,397	2,662	2,776	2,849	2,881	3,337	4,107	5,090	4,544	6,240	4,748	4,009	4,588	4,023	3,487	2,982	2,503	2,184
備考	経済対策									経済対策	経済対策	UR対策	経済対策	UR対策	UR対策	経済対策	経済対策	経済対策	経済対策	経済対策
						豊科に開通	新幹線着工			五輪開催決定	長野運全通	淡坂に開通	北本空港開業		新幹線開業		上信越道全通			
実質GDP伸び率(%)		4.2	3.2	5.1	6.3	4.9	5.5	2.5	0.4	0.4	1.1	2.5	3.4	0.2	0.8	1.9	1.7	1.4	0.9	0.6
		S60.6	S61.11						H3.2		H5.10			H9.5	H11.4		H12.10			

S55～H13年度：最終予算額 H14・H15年度：見込額
 実質GDP伸び率は、S55～H13年度：実績 H14・H15年度：政府見通し

3 本県の財政改革の目指すもの

本県の財政改革の目指すものは、単に予算を一律削減して収支の均衡を図ろうとするものではなく、新たな社会・経済システムの構築に向けて、中長期的な展望の下に納税者の視点から県の財政構造、県行政のあり方そのものを改革し、持続可能な県財政を構築することです。それはすなわち、県民からいただいた貴重な税金の使い道、事業の決定方法や進め方について、パブリック・サーヴァントたる県職員全員が問題解決型志向で根底から組み立て直す作業です。

旧来の公共事業依存体質から脱却し、「優しさ・確かさ・美しさ」の観点に立って、「いつでも・どこでも・だれもが」を合い言葉に、年齢や性別、肩書きや経歴、国籍や障害の別を問わずに、長野県に暮らし、長野県を愛する220万県民一人ひとりが、生きる意欲を持って自律的に判断し、行動していける長野県づくりを目指していきます。

そこで、次のような視点から、問題を先送りすることなく全国に先駆けて早急に財政改革に取り組みます。その際、情報公開や住民参加により説明責任を果たし、変えるべき方向を明示しながらスピーディーに財政改革を進めていきます。

赤字基調の財政構造から脱却し、持続可能な財政構造を創ります

これまで、不足する財源を補うため基金を取り崩して単年度収支の赤字を回避してきましたが、その基金も底をつき、財政再建団体への転落も想定される危機的な状況に直面しています。このため、基金に頼ることなく単年度収支を赤字から黒字に転換し、県民に必要とされる施策を展開できる持続可能な財政構造を構築します。

また、今後大きな税収の増加が見込まれない中で将来の世代に過大な負担を残さないよう、県債残高の増加を抑制します。

公共事業により「社会保障」を行う歳出構造から脱却し、真に安心できる社会システムを創ります

公共事業は、これまで社会資本整備の役割とともに、地域経済や雇用を支える社会保障的な役割を果たしてきました。今後は、公共事業の経済に与える効果が低下してきていることなども踏まえ、経済対策や雇用の確保を旧来型の公共事業に過度に依存することなく、福祉・医療の充実や本来の雇用対策を進めることにより県民が真に安心できる社会システムを構築していきます。

総花的な事業展開から脱却し、真に必要な分野に重点的に財源配分する構造を創ります

広範囲にわたる県民ニーズに応えるため、これまで数多くの事業を総花的に実施してきましたが、これからは事業の必要性や優先性等を考慮しながら、「優しさ・確かさ・美しさ」の観点に立って、福祉・医療、環境、教育、産業・雇用など県として真に行うべき事業を選択し重点的に財源を配分し、県民の意欲を生かして活力ある長野県を創造していきます。

国庫補助金に依存した高コスト財政システムから脱却し、より効果的な財政システムを創ります

国庫補助制度にしばられて画一的でコストがかかる事業展開を行うのではなく、真に必要な国庫補助金を厳選して活用するとともに、地方税財源の充実を国に強く提言しながら、地方の実情にあわせたコストがかからない事業展開を行います。

既得権益や既存制度の枠組みから脱却し、意欲ある県民の活動を支える社会を創ります

既得権益を抜本的に見直すこととし、時代の変化に対応しきれていない組織・団体を中心とする既存制度の枠組みにとらわれず、NPOや民間との適切なパートナーシップを構築しながら、地域の実情に応じた県民の意欲的な取組みを積極的に支援します。

旧来型の仕事の進め方から脱却し、効率的な行財政運営の仕組みを創ります

予算の獲得に力を注ぐ「予算重視」から、いくら経費でどんな成果を上げたか「決算重視」への転換を目指すとともに、行政組織の改革や外郭団体の見直しを行い、効率的な行財政運営を行います。また、予算を伴わなくとも県民に必要とされる施策を積極的に実施します。

4 財政改革の推進期間

時代の変化に即応し真に必要な施策に重点的に投資するとともに、基金の取崩しに頼ることのない持続可能な財政構造を構築するためには、小手先の見直しでなく、組織や事務事業のあり方を原点に立ち返って抜本的に改革していかなければなりません。この改革は一朝一夕に達成できるものではなく、平成14年度から18年度までの5年間を財政改革推進期間と位置付け、中長期的な展望に立って改革を進めていきます。

特に、平成15年度までを集中検討期間とし、様々な角度から行財政全般のあり方について抜本的な検討を行い、更なる事業の再構築と財政構造の円滑な転換を進めていきます。

中期財政試算

1 財政改革実施前の中期財政試算

平成14年4月に策定した「財政改革基本方針」において、14年度予算の財政構造を前提とした場合の中期財政試算を示したところですが、依然として景気の低迷が続き、今後も大幅な経済成長を見込むことが困難な状況にあることから、15年度以降の経済成長率を見直し、改めて今後5年間の財政状況を試算しました。

この結果、このまま何も対策を講じないと、平成16年度には財政再建団体（本県では財政赤字額が概ね250億円を超えると、国の指導の下に財政再建を行うこととなります。会社更生法の適用を受けて民間企業が再建を行う場合に相当します）に転落し、今後4年間に見込まれる財源不足額は1,141億円にも上り、県財政は極めて厳しい状況に陥ります。

試算の方法

歳入については、現下の厳しい経済情勢や国における構造改革の進捗状況、各種機関の経済見通し等を勘案し、国の経済財政諮問会議がまとめた「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月）で想定する、構造改革が実行されない場合の実質経済成長率を参考としました。

平成15年度以降：+0.5%

歳出については、義務的な経費は所要額を見込み、投資的経費や行政経費は平成14年度と同額とすることを前提としました。

試算の結果（別表1）

（単位：億円）

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
歳 入 A	9,490	9,535	9,581	9,629	9,674
歳 出 B	9,823	9,911	9,918	9,853	9,878
単年度収支 A - B	333	376	337	224	204

4年間の財源不足額 1,141億円
 ↓ この財源不足を基金の取崩しで対応し、基金枯渇後は財政赤字とすると

基金残高 (13年度末 697億)	373				
財政赤字		3	340	564	768

平成14年度において、13年度の決算剰余金から減債基金に9億円の積立を行ったため、14年度末残高は373億円になります。

2 財政改革実施後の中期財政試算

(1) 財政改革による収支改善

平成15年度から18年度までの財源不足額1,141億円を解消するため、過去からの経緯やしがらみにとらわれることなく、事務事業や投資的経費、人件費について聖域を設けず徹底して見直しを行うとともに、歳入の確保を図り、次の取組みにより財源確保に努めます。(第 章及び第 章参照)

(金額は、県債を除く一般財源)

歳出削減・歳入確保に向けた取組み	金額
行政経費、各種団体等への財政支出の削減など事務事業の見直し	173億円
公共事業費や県単独事業費の大幅削減など投資的経費の削減	634億円
職員数の削減や職員給与等の減額による人件費総額の抑制	250億円
県税収入の確保、受益者負担の適正化など歳入の確保	44億円
合 計	1,101億円

一方、県民の意欲に応え、県民にとって真に豊かな未来を切り拓いていくため、今後の施策展開に当たっては、公共投資に対する財源配分の割合を引き下げ、福祉・医療、環境、教育、産業・雇用といった重点分野を中心に、県民生活を重視した事業に重点的に財源を配分していきます。(第 章参照)

また、公共投資についても、1.5車線道路や高齢者・障害者にやさしい住宅改良など、地域の実情に応じた県民に身近な社会資本整備に転換していきます。

(金額は、県債を除く一般財源)

重点的に取り組む施策	金額
新たな長野県を創るための「長野モデル創造枠予算」の創設 (産業構造の転換と雇用確保のための経費を含む)	210億円
介護保険や老人医療費等の民生関係の義務的経費の増加	90億円
合 計	300億円

「長野モデル創造枠予算」...従来型の発想から脱却して日本の改革をリードする新たな長野県を創るため、重点分野の施策に加え、新たな視点や手法で先導的に県民益を創出するための事業を平成15年度から展開

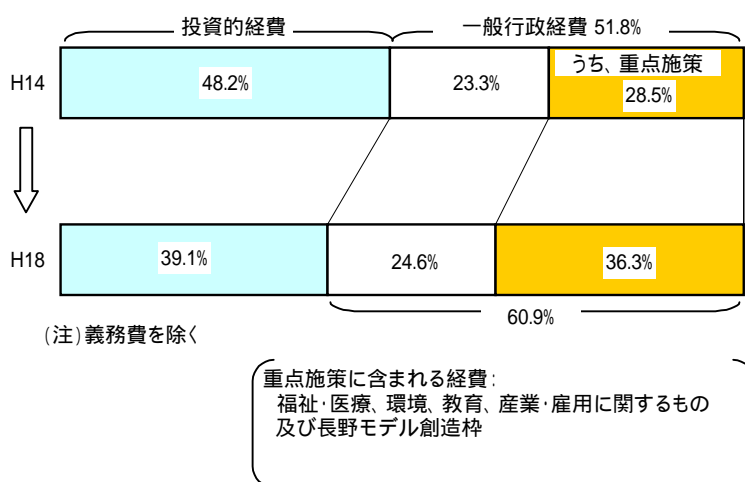
以上の取組みにより、平成15年度から18年度までの財源不足額は340億円にまで改善し、現在373億円ある三基金(財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金)を活用することにより、財政赤字を出すことなくこの危機的状況を乗り切ることが出来ます。

(2) 財政改革後の県財政の姿

こうした財政改革の実施を前提に中期的な県財政を試算してみると、平成16年度までは単年度収支の赤字が生じますが、歳出削減と歳入確保に努める結果17年度には黒字に転じ、職員給料等の減額措置が終了する18年度以降も、基金に頼ることのない持続的な財政構造へと転換することになります。

平成18年度の歳出構造(義務費を除く)を一定の仮定をおいて試算すると、14年度と比較して、公共事業を中心とする投資的経費の割合が48.2%から39.1%に大幅に低下する一方、新たな社会・経済システムの構築に向けた重点施策の積極的な展開により、一般行政経費の福祉・医療、環境、教育、産業・雇用分野と「長野モデル創造枠予算」の割合が、28.5%から36.3%に拡大します。

歳出構造の比較



試算の方法

歳出削減・歳入確保に向けた取組みを行うとともに、今後真に必要な分野に重点的に取り組んでいくための「長野モデル創造枠予算」等を加味しました。

経済成長率は、財政改革実施前の中期財政試算と同様としました。

試算の結果(別表2)

(単位：億円)

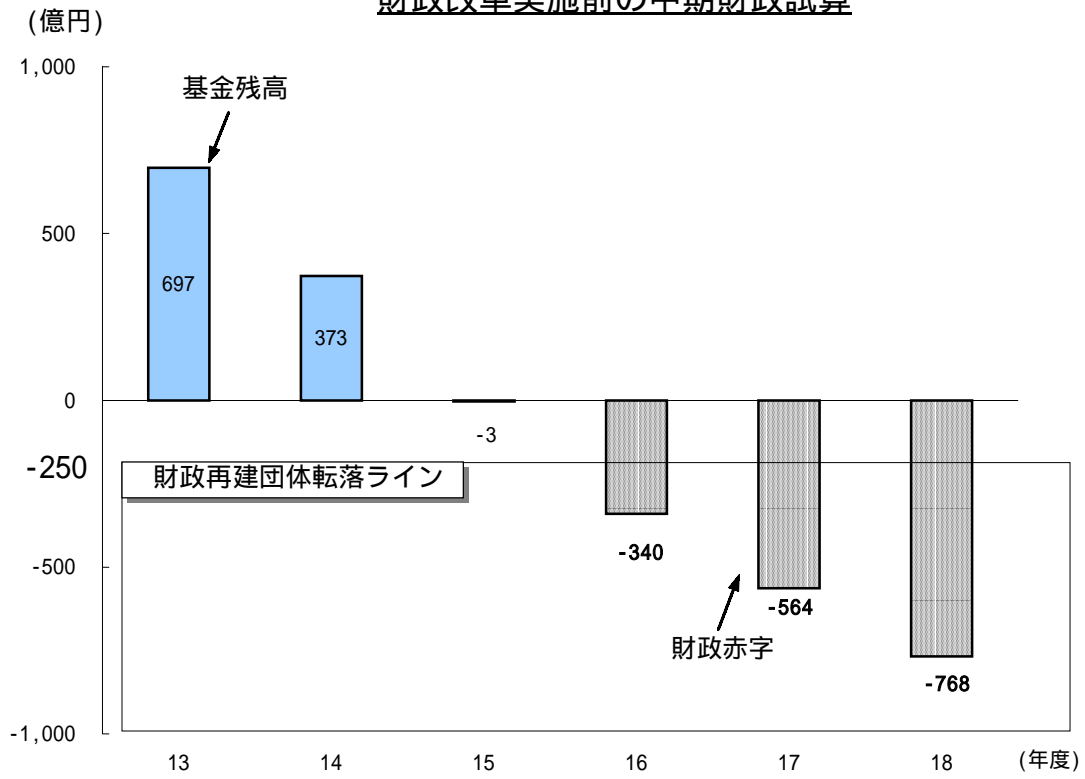
年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
歳 入 A	9,490	9,144	9,054	8,953	8,987
歳 出 B	9,823	9,374	9,183	8,945	8,976
単年度収支 A - B	333	230	129	8	11

↓
財源不足は基金を取崩し、剰余金は基金に積立てるとすると

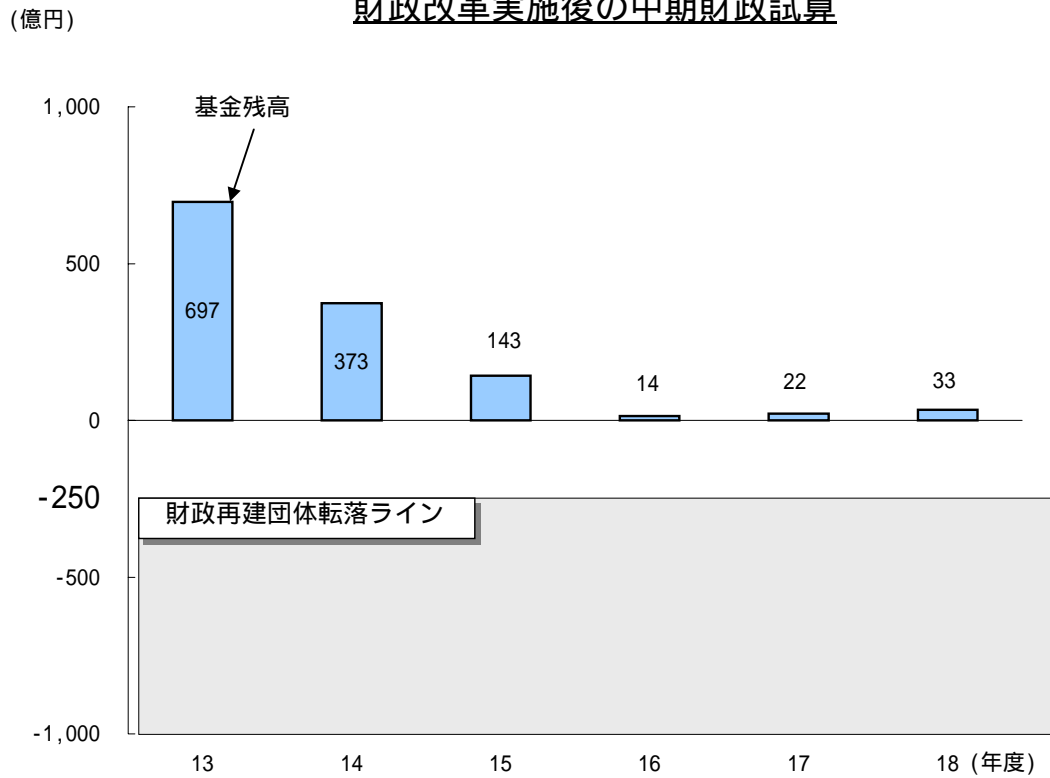
基金残高 (13年度末697億)	373	143	14	22	33
財政赤字					

平成14年度において、13年度の決算剰余金から減債基金に9億円の積立を行ったため、14年度末残高は373億円になります。

財政改革実施前の中期財政試算



財政改革実施後の中期財政試算



(別表1)

財政改革実施前の中期財政試算 (平成14年12月)

(単位:億円)

年 度	14	15	16	17	18	試 算 の 考 え 方
県税・地方交付税等	5,121	5,052	5,080	5,111	5,139	県税:+0.55% 地方交付税:+0.6% (15年度以降臨時財政対策債へ一部移行)
県 債	1,184	1,282	1,282	1,282	1,282	適債事業を勘案して推計 財対債は現在予定されている地財措置を前提 (15年度以降地方交付税から一部移行)
そ の 他	3,185	3,201	3,219	3,236	3,253	国庫支出金・諸収入等
歳入合計 A	9,490	9,535	9,581	9,629	9,674	
義 務 費	4,629	4,698	4,684	4,599	4,604	
人 件 費	2,776	2,803	2,784	2,757	2,790	給与は人勤0%として推計 退職手当は所要額を推計 職員数は定数削減を実施しない場合
扶 助 費	205	209	213	218	222	過去の実績等を勘案して推計
公 債 費	1,648	1,686	1,687	1,624	1,592	過去の借入分は償還計画により算定 今後の借入分は発行見込額により推計
投 資 的 経 費	2,503	2,503	2,503	2,503	2,503	
補 助 ・ 直 轄	1,672	1,672	1,672	1,672	1,672	15年度以降前年同額
単 独	707	707	707	707	707	15年度以降前年同額
災 害 復 旧	124	124	124	124	124	15年度以降前年同額
そ の 他 行 政 経 費	2,691	2,710	2,731	2,751	2,771	県税交付金は税収に連動 他の経費は過去の実績等を勘案して推計
歳出合計 B	9,823	9,911	9,918	9,853	9,878	
単年度収支 A-B	333	376	337	224	204	

*1 歳入・歳出とも、借換債を除く

2 平成14年度については、年度中に想定される追加分を含む

(別表2)

財政改革実施後の中期財政試算 (平成15年2月)

(単位:億円)

年 度	14	15	16	17	18	試 算 の 考 え 方
県税・地方交付税等	5,121	5,054	5,083	5,111	5,143	県税収入の確保策を反映
県 債	1,184	1,195	1,160	1,102	1,096	投資的経費の削減による県債発行額の減額を反映
そ の 他	3,185	2,895	2,811	2,740	2,748	使用料・手数料の引上げ、県有財産の売却等による財源確保策及び歳出削減による特定財源の減額等を反映
歳 入 合 計 A	9,490	9,144	9,054	8,953	8,987	
義 務 費	4,629	4,557	4,545	4,458	4,523	
人 件 費	2,776	2,731	2,709	2,685	2,789	職員数の削減や職員給与等の減額を反映
扶 助 費	205	145	148	151	154	事務事業の見直し等による減額を反映
公 債 費	1,648	1,681	1,688	1,622	1,580	投資的経費の削減による県債償還額の減額を反映
投 資 的 経 費	2,503	2,165 (2,184)	1,952 (1,982)	1,766 (1,808)	1,743 (1,777)	()内数値は長野モデル創造枠予算に含まれる投資的経費も含めた額
補 助 ・ 直 轄	1,672	1,483	1,295	1,159	1,148	公共事業費及び施設建設事業費の削減を反映
単 独	707	577	533	483	471	県単独事業費及び施設建設事業費の削減を反映
災 害 復 旧	124	105	124	124	124	16年度以降同額
そ の 他 行 政 経 費	2,691	2,602	2,611	2,616	2,625	事務事業の見直しによる減額及び介護保険等増加が見込まれる民生関係経費の増額を反映
長野モデル創造枠予算	-	50	75	105	85	15年度から17年度まで、雇用確保を重点的に行うための経費を含む
歳 出 合 計 B	9,823	9,374	9,183	8,945	8,976	
単 年 度 収 支 A - B	333	230	129	8	11	

*1 歳入・歳出とも、借換債を除く

2 平成14・15年度については、年度中に想定される追加分を含む

3 財政改革による収支改善目標額(P34)の県債を除く一般財源の額に、国庫補助金等特定財源の額を加えた予算総額を試算

目標額は平成15年度から18年度までの4年間に確保すべき財源の現時点での目標額（見直しをした結果、他の事業に使うことが出来る一般財源（県債を除く））であり、今後更なる財源の確保に努めます。

以下の第 3 章から第 5 章までの歳出削減・歳入確保に向けた具体的取組みと施策の重点化による全体の収支改善目標額は34ページにまとめてあります。

歳出削減に向けた具体的取組み

1 事務事業の見直し（目標額 172.8億円）

県の役割分担や事業効果等を検討し、所期の目的を達成した事業や期待した成果の上がない事業等については廃止も含め聖域なき見直しを行い、真に必要な施策に重点的に財源を配分します。

【基本的考え方】

県民からいただいた貴重な税金を有効に活用し、福祉・医療、環境、教育、産業・雇用など今後真に必要な施策に重点的に財源を配分していくためには、現在行っている事務事業についても一度原点に立ち返って検証してみる必要があります。

そこで、今回約1,700に及ぶすべての事務事業について事業評価シートを作成し、県の果たすべき役割や事業の必要性を客観的に評価しました。その結果を踏まえ、過去からの経緯やしがらみにとらわれることなく、事業のあり方を抜本的に見直します。

（見直しの視点）

「必要性」…県民のこえホットラインや車座集会など県民から寄せられた意見を踏まえ、県民の視点に立って事業のあり方を検討し、県民ニーズの薄れている事業については廃止も含め見直しを行います。

「妥当性」…法律や条例、社会的な県の位置付けなどを踏まえ、国・市町村・企業・NPOとの役割分担や県の関与のあり方等を検討し、県が行う妥当性の薄れている事業については廃止も含め見直しを行います。

「有効性」…費用対効果の経年変化や全国的な状況等を検討し、期待された成果の上がない事業については廃止も含め見直しを行います。

「公平性」…特定の者や地域だけが対象となり、広く県民全体の利益となっていない事業については廃止も含め見直しを行います。

「効率性」…類似事業の統合や民間委託の推進、より有利な財源の確保など、徹底したコスト削減と事務事業の効率的実施を進めます。

「優先性」…限られた財源を有効に活用するため、今何が求められているか、何をすべきかを検討し、緊急性の高い事業から優先的に実施します。

【具体的取組み】

- ・財政改革推進期間中の主な見直し事業・・・別冊参照

（行政経費）

新しい行政システムの構築に向けて行政改革に取り組み、総合現地機関化やフラット化等の組織改革、外郭団体の抜本的見直しなど、徹底した行政のスリム化を進めます。

最少の経費で最大の効果が得られるよう、組織の改廃や行政事務の電子化・事務執行方法の改善等を積極的に進め、内部管理経費の徹底した削減を行います。

- ・海外駐在員事務所(バンコク・香港事務所)の廃止（深せん事務所の新設）
- ・印刷事業の廃止
- ・事務補助を行う賃金職員の削減
- ・予算編成システム導入による事務経費の削減 など

（個人を対象とした現金給付等）

介護の負担を個人でなく社会全体で支えあっていく安心のネットワークを構築し、個人を対象とした現金給付等は廃止・縮小します。

- ・重度要介護高齢者家庭介護者慰労事業の廃止
- ・重度心身障害者介護慰労金事業の廃止 など

（企業会計）

企業会計に対し毎年度事業費の一部を繰出金として支出していますが、県における組織や事務事業の見直しと同様、企業会計においても原点に立ち返り、組織のあり方も含め徹底した見直しを行うことにより、財政支出を削減します。

病院事業会計への繰出金については、繰出基準を精査した上で一定程度の固定化を行い、経営努力が成果に直接反映される仕組みを構築するとともに、地方公営企業法の全部適用を早期に実施することにより、経営責任の明確化を図ります。

企業局事業については、地方公営企業を取り巻く環境の変化を考慮し、専門家等による検討委員会を設置し、企業局の各事業の経営実態等に応じて、民間への譲渡やアウトソーシング（外部委託）等の検討を進めます。

（貸付金）

県が政策的に貸付けを行う必要性の薄れている貸付金や、他に代替制度があり資金調達が可能な貸付金については、廃止もしくは資金需要に見合った貸付額に縮小します。

- 〔 ・理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金の廃止 〕
- 〔 ・特用林産振興資金貸付金の縮小 など 〕

（市町村への財政支出）

事業の執行に当たっては、住民と一番身近に接している市町村と意見交換をしながら十分連携をとって進めるとともに、市町村の自主性を尊重し、意欲ある市町村を積極的に支援します。このため、産業構造を転換し地域経済の活性化や雇用創出を図るための先駆的取組みに対し新たに助成していきま
す。また、事務事業を見直すに当たっては、その代替手段等も含め市町村と十分情報交換をしながら進めていきます。

新たな県民ニーズに積極的に応えていくためにも、所期の目的を達成した補助金や社会的ニーズの薄れている補助金は廃止・縮小します。

- 〔 ・市町村保健センター整備事業補助金(類似施設も含め全市町村で整備済み) 〕
- 〔 ・同和特別対策事業補助金(一般対策へ移行) など 〕

県と市町村の役割分担を踏まえ、より地域に密着した事業については市町村で行うこととし、県の補助金を廃止・縮小します。

- 〔 ・高規格幹線道路関連運動公園等整備事業補助金 〕
- 〔 ・新幹線関連運動公園等整備事業補助金 など 〕

投資した事業費に見合った施策効果が必ずしも得られていない事業については、県の補助金を廃止・縮小します。

- 〔 ・松くい虫防除対策・被害木駆除事業(県単事業) 〕

他事業と比較し補助率の高い補助金については、事業の今日的役割や他事業とのバランスを考慮し、補助率を引き下げます。

- 〔 ・松くい虫防除対策・被害木駆除事業(国補事業 9/10 3/4) 〕
- 〔 ・オリンピック施設起債償還費補助事業(白馬村 3/4 2/3 1/2) 〕

厳しい財政状況に鑑み、県の任意嵩上げ補助金については事業内容を精査し、原則として廃止もしくは補助率を引き下げます。

- 〔 ・農政・林務公共事業等に対する嵩上げ補助金 〕
- 〔 ・文化財修理・防災事業に対する嵩上げ補助金 〕

現在、多くの市町村において市町村合併に向けた自主的な検討が進められていますが、住民に対して十分な情報提供がなされ、住民の意向に基づいて自主的な合併を進めていく市町村に対しては、県として必要な支援を行います。

（公社等外郭団体）

出資等によって県が関与している公社等外郭団体については、団体や市町村など他の出資者等と連携しながら、団体の設立趣旨まで遡って、統廃合を含め団体のあり方を見直します。また、団体が行う事業の必要性を徹底的に精査するとともに、県の関与を大胆に見直します。

- 〔 ・(財)長野県隣保会館の解散 など 〕

(団体への財政支出)

新たな県民ニーズに積極的に応えていくためにも、所期の目的を達成した補助金や社会的ニーズの薄れている補助金等は廃止・縮小します。

- ・労働関係団体補助金 (組織労働者対策から雇用対策へ重点化)
- ・同和関係団体補助金等 (特別対策事業の終了)
- ・小規模事業経営支援事業 (弱者保護的支援から企業の自立化支援へ重点化)
- ・農協振興対策事業補助金 (生産者中心から消費者重視へ重点化) など

県と団体・個人との役割分担を踏まえ、社会通念上団体や個人が負担することが適当な分野については県の補助金を廃止・縮小します。

- 〔 ・国体派遣にかかる自己負担の導入 〕

運営費や事業費として県から毎年一定額を助成している団体については、団体においても県と同様の徹底した事務事業の見直しを求めることにより、県からの財政支出を 20% 以上削減します。

- 〔 ・交通安全協会連合会補助金
・農業経営者協会補助金 など 〕

団体への委託料・補助金等については、随意契約から競争入札への移行などを検討するとともに、団体における予算の執行についても効率化と経費の徹底した節減を求めます。

(協議会等への参加負担金)

所期の目的を達成したり、参加する意義の薄れている協議会からは脱退するとともに、そのうち県が設立や運営に主導的役割を果たしている協議会については会員と協議のうえ協議会を廃止します。

- 〔 ・国道東京松本線整備促進同盟会負担金
・全国リゾート地域整備推進協議会負担金 など 〕

今日的役割を果たしていると認められる協議会であっても、事業内容の見直しや負担金の減額を働きかけるとともに、県が設立や運営に主導的役割を果たしている協議会については、事務事業を徹底して見直すことにより、会員と協議のうえ県からの財政支出を 20% 以上削減します。

- 〔 ・リニア中央エクスプレス建設促進長野県協議会負担金
・県産材振興対策協議会負担金 など 〕

(大会・イベントに対する財政支出)

団体が主催し、各県持ち回りで開催している大会・イベントについては、これまで前年度開催県の助成額を参考に県からの支出額を決めていましたが、主催者に対し事業内容の見直しや経費の節減を求め、県からの財政支出を前年度開催県の助成額より 20% 以上削減します。

(公の施設)

県が設置する施設については、市町村等との役割分担や民間での整備状況等を踏まえ、地域に密着した施設であったり、利用実態からして県で設置する必要性が低下している施設は移管・廃止するとともに、民間活力を活用した運営の効率化を検討します。

- ・諏訪湖ハイツの岡谷市への移管
- ・母子休養ホーム「海津荘」の廃止
- ・菅平射撃場・長野射撃場の廃止 など

なお、今後とも社会・経済情勢の変化や県民ニーズを踏まえ、県行政の守備範囲など行財政全般のあり方について抜本的な検討を行い、引き続き事務事業の見直しを進めていきます。(財政改革推進期間中さらに45億円以上の削減)

2 投資的経費の削減 (目標額 634.3億円)

投資的経費には、道路・河川等の公共事業費・県単独事業費、社会福祉施設や養護学校等の施設建設費などがあります。今後、真に県民益に結びつく事業であって、より少ない金額でより多くの効果をもたらす公共投資のあり方を追求するとともに公共投資の重点化・効率化などを進め、平成14年度に比べ、公共事業費を段階的に40%削減、県単独事業費を段階的に50%削減します。他方で、県民に身近な社会資本整備を着実に進めますので、全体として投資的経費は30%の削減となります。

【基本的考え方】

長野県ではこれまで全国を上回る水準で集中的に公共投資を実施してきたこと、またその結果として公債費が県財政を圧迫していること、国においても経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月)で「公共投資の対GDP比を中期的に引き下げていく必要がある」としていることなどを踏まえ、投資的経費の総額を削減します。その際、真に県民益に結びつく事業にしぼって重点化・効率化などを進めることにより、より少ない金額でより多くの効果をもたらす公共投資のあり方を追求します。

【具体的取組み】

(1) 投資的経費総額の削減

投資的経費総額を削減し、その方向性を転換していくに当たって、投資的経費（ハード）以外のより適切な手段（ソフト）も視野に入れて、県政全体でのサービス水準の確保に努めます。

投資的経費の重点化については、社会経済情勢の中長期的な変化、県民ニーズの変化等を踏まえながら、整備の進展度、事業の緊急性、投資効果等を徹底的に検証し、県民の目線に立って真に必要な分野に投資を集中します。特に、重点分野である福祉・医療、環境、教育、産業・雇用に加え、情報通信（IT）といった施策の展開に必要な投資に重点配分します。

これまでに整備した社会資本を有効に活用するため、省力化や効率化を目指しながら安全面での配慮を十分に行い、施設の管理水準の低下を招くことのないよう、道路・河川・建物等の維持修繕を重点的に実施します。

投資的経費の効率化については、新たな公共工事コスト縮減対策を策定し、各種工事の同時施工等の施工方法の工夫、新技術や地方の実情に応じた整備基準の採用などにより一層のコスト縮減を進めるとともに、一般競争入札の拡大など、現行の入札制度の見直しを進めます。

(2) 公共事業費等の削減（目標額 558.4億円）

公共事業費（国の補助を受けて実施する道路・河川・農道・森林等の整備費）について、森林整備や交通安全対策、河川改修、道路や河川等の維持修繕などに重点配分する中で、激変緩和措置を講じながら平成14年度に比べて全体事業費を段階的に40%削減します。なお、市町村等が行う国庫補助事業については、計画策定段階での住民参加などを前提に優先的に確保することとし、県の公共事業削減率にとらわれず市町村等の要望に応じ国に対して予算要望を行います。

平成15年度 10% 平成16年度 30% 平成17年度以降 40%

公共事業の重点化・効率化に当たっては、1.5車線道路など地域の実情に応じた整備基準を定めるとともに、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽のように、目的が類似した事業について、最も効果的な事業を選択する仕組みを作ります。また、公共事業の効率的な実施を図るため、災害危険区域等に暮らす住民の住居移転を支援する制度を拡充します。

限られた事業費の中で事業効果を高めるため、県民要望の強い着手済みの事業に重点配分し、その早期完成を図ります。

公共事業の事業箇所については、これまでの事業採択から執行に至る一連のプロセスを検証する中で、公共事業評価システムを構築し、一層の効率化と透明性の向上を図ります。また、県民アンケート調査結果の反映、事業の計画段階からの住民参加、地域ごとの事業着手順位の公開などに取り組みます。

県単独事業費（国の補助を受けずに実施する道路・河川・農道・森林等の整備費）について、公共事業費と同様に真に必要な分野に重点配分する中で、維持修繕費など必要最低限のサービス水準を確保し、激変緩和措置を講じながら平成14年度に比べて全体事業費を段階的に50%削減します。

平成15年度 20% 平成16年度 40% 平成17年度以降 50%

県単独事業費の執行に当っては、限られた事業費をより地域の実情に応じて有効に活用できるよう、その権限を極力現地機関に委ねます。

ふるさと農林道緊急整備事業費について、これまでその緊急性に鑑みて県単独事業費とは別枠で重点的に整備を進めてきましたが、既にその目的を達成したことから、今後は新規採択は行わずに現在継続中の事業箇所のみ実施することとし、平成15年度に県単独事業費に統合します。

（3）その他の施設建設事業の選択的实施（目標額 63.0億円）

県内産業振興や県民の情報通信（IT）環境整備に必要な10ギガビット程度の情報通信ネットワーク整備や、老朽化の著しい西駒郷・諏訪湖健康学園・稲荷山養護学校の改築といった社会福祉・教育の充実に必要な施設については、PFI（公共施設等を民間の発想や資金を活用して整備・運営する方法）等の活用も含めより効果的な手法を選択したうえで、財政状況を勘案しながら整備を行います。

財政改革推進期間中は、庁舎等施設建設の新規着工は原則として凍結します。改築・大規模改修が必要と判断されるものの財政状況から着工を見送る施設については、必要な維持修繕を行います。

県営住宅建設費について、今後、人口減少社会の到来を迎える中で、官と民、県と市町村の役割分担を踏まえ、将来にわたる県営住宅の必要戸数を検討し、その建替えのための事業費を削減します。

交通安全施設整備費について、信号機の改良や維持修繕に重点配分し、事業費を削減します。

県立高校建設費について、少子化の進行による生徒数の大幅な減少、4通学区制への移行を踏まえて県立高校の適正配置計画を具体化する必要があるため、当面、改築は原則として凍結し、事業費を削減します。

3 公債費の抑制

新たな県債の発行を抑制し、公債費が今後の財政運営の負担とならないよう、起債制限比率を15%程度に引き下げることが目標とします。

【基本的考え方】

現在の財政状況悪化の要因の一つは、社会資本整備のために過去に発行した県債の償還が急増し、県財政を圧迫していることにあります。今後は、中長期的な財政状況を見通しながら、投資的経費の削減により新たな県債の発行を極力抑制します。

【具体的取組み】

実質的な県債依存度（借換債・臨時財政対策債を除く）を10%以下に抑制するため、公共投資の重点化・効率化等により投資的経費を削減し、新たな県債の発行を抑制することにより、将来の公債費の負担を減らします。（財政改革推進期間中12.9億円の削減）

県債の発行に当たっては、共同発行債の導入などこれまで以上に発行形態の多様化を図ることなどにより、発行コスト・金利負担を縮減します。

平成13年度に17.0%に達した起債制限比率（20%以上になると新たな起債の発行が制限される指標）について、財政改革推進期間中に15%程度に引き下げることが目標として、公債費の抑制に取り組みます。

新たな県債の発行抑制に努めるものの、県債残高は財政改革推進期間中1兆6千億円台で推移することが見込まれます。これは、地方全体の財源不足を補うために国から地方交付税の代わりとして臨時財政対策債の発行を求められ、本県でも毎年500億円以上の新規発行をせざるを得ないためです。

4 人件費総額の抑制（目標額 249.8億円）

採用抑制等により知事部局等の職員数を300人以上削減するとともに、平成15年度から3年間、一般職の給料を5～10%減額（平成14年の人事委員会勧告の2%減額を含めると7～12%減額）するなど、人件費総額を抑制します。

【基本的考え方】

財政改革の具体的な取組みを実行し、県として重点的に取り組んでいくべき政策課題に財源を選択的・重点的に振り向けていくために、県自らが自助努力を徹底して組織をスリム化します。また、若手職員や女性職員の思い切った登用、ポストチャレン

ジ制度による昇任、市町村・NPO等との積極的な人事交流などにより一人ひとりの職員が意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備するとともに、年次有給休暇の取得促進や超過勤務の縮減等により総勤務時間の縮減を進めます。

【具体的取組み】

(1) 職員数の削減 (目標額 34.4億円)

知事部局(病院及び大学を除く)・企業局・教育委員会事務局等の一般行政職員数について、県民サービスを向上させるため必要な部門には職員配置を充実しながら、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシング(外部委託)の推進、組織再編による庶務部門等共通部門の統合などで職員を減らすことにより採用を抑制し、平成15年度から18年度の4年間で300人以上削減します。また、県立病院についても経営改善等の観点から、適正な職員配置に努めます。

警察本部の警察官定数のうち、政令定数以外に県独自で措置している93人については、警察本部の一般行政職員を削減し警察官に振り替えたものですが、今後の政令定数の改正時に、その折の犯罪発生状況、交通事故発生状況等を勘案の上、一般行政職員、各種相談員等を含めて必要数を検討します。一般行政職員数については、業務の効率化などにより、平成15年度から19年度までの5年間で23人削減します。

教育委員会においては、小学校30人規模学級編制のための教員配置を行う一方で、県立高校の適正配置計画を具体化し、指導主事をはじめとする教職員数を削減します。

一人ひとりの職員がそれぞれの立場で意欲と能力を発揮し、県民のために生き活きと働けるよう、若手職員や女性職員の思い切った登用、課長級昇任等についてのポストチャレンジ制度の実施、幅広い分野での組織内公募制の活用、能力と業績を重視した人事評価制度の導入、採用職種にとらわれない職員配置、市町村・NPOへの出向など人事交流の推進、自主選択型の研修の実施などを進めます。

また、人事の刷新と組織の活性化などのための早期優遇退職制度や、現在の職位より下位の職位への勤務を希望する制度(希望降任制度)を実施します。

さらに、年次有給休暇の取得促進や超過勤務の縮減、休暇制度の充実等により、総勤務時間の縮減を推進します。

(2) 職員給与等の減額 (目標額 215.4億円)

一般職の給料について、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間、5~10%減額します。(平成14年の人事委員会勧告の2%減額を含めると7~12%の減額)

能力・実績を重視した人事制度の構築について引き続き検討を進めます。また、新たな人事評価制度の構築に平成15年度以降管理職から順次取組み、その評価結果を勤勉手当に反映するなど、職員の意欲を向上させるための給与処遇の充実を図ります。

知事等特別職の給料について、平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間、10%の減額を実施しているところですが、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間、知事については30%減額、その他の特別職については20%減額します。

管理職に支給する給料の特別調整額について、平成14年4月1日から平成16年12月31日までの間、10%の減額を実施しているところですが、期間を平成18年3月31日まで延長します。

行政改革により組織のあり方や仕事の進め方を見直し効率的な業務執行体制を構築するとともに、時間外勤務の上限時間の設定や事前命令の徹底等に努め、時間外勤務時間を縮減します。このことにより、超過勤務手当を平成17年度まで13年度実績比で10%以上(警察官にあっては5%以上)削減し、行政改革が定着する18年度以降は13年度実績比で30%以上削減します。

特別職の退職手当について、特別職報酬等審議会の意見を聞いて見直しを行います。

県議会議員の報酬について、平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間、議長については10%、副議長については5%、議員については3%の減額を実施しているところですが、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間、議長については20%、副議長については15%、議員については10%減額します。

歳入確保に向けた具体的取組み

1 県税収入の確保（目標額 12.2億円）

産業の活性化と雇用の創出を促進するための具体的な施策を講じることにより、中長期的な観点から税源確保に努めるとともに、税の特例措置の見直しや滞納整理の強化などにより、重要な自主財源である県税の確保を図ります。

【基本的考え方】

県税収入は、景気低迷の影響を受けて法人関係税を中心に大幅な落ち込みとなっています。そこで、産業の活性化や雇用の創出などを促進することにより中長期的な観点から税源確保に努めるとともに、特例措置の見直しや滞納整理の強化等により一層の県税の確保を図ります。

【具体的取組み】

（１）産業活性化と雇用創出

「信州ものづくり産業戦略会議」や「産業活性化・雇用創出プロジェクト」（ ）からの提言を施策化し、産業の活性化と雇用の創出を図るための具体的な施策を講じることにより、中長期的な観点から税源確保に努めます。

7つのプロジェクトテーマ

「安心・健康のまちづくり」による雇用創出

緑の環境産業の創造

農業と観光・商業との連携による地域の総合的な活性化

総合的な起業（創業）支援の展開

地域循環型経済システム構築のための実践的支援

公民パートナーシップ型アウトソーシングの推進

NPO 活動の環境整備による新たな雇用創出

今後も新たなテーマを追加し、施策化していきます。

創業者の初期負担を軽減し円滑な立ち上げを支援するため、平成15年4月1日から18年3月31日までの間に創業した資本金1千万円以下の法人及びNPO法人に対し、創業から5年間に係る事業税の課税を免除します。

(2) 税の特例措置の見直し (目標額 11.0 億円)

自動車税について、課税の公平性を図る見地から、積雪地域における特例税率の適用地域を見直すとともに、乗用車よりも低い税率が適用されている特種用途自動車(8ナンバー)の税率を抜本的に見直します。

(3) 滞納整理の強化等 (目標額 1.2 億円)

滞納の多い税目を中心に休日納税窓口の設置による自主納税の促進を図るとともに、休日滞納整理、夜間訪問徴収、自動車税の集中滞納整理(ローラー作戦)など訪問徴収の充実や早期差押え等により滞納整理の強化を図り、未収金の縮減に努めます。

税務部門における市町村との職員交流を充実するなど、市町村との協力関係を一層密にし、個人県民税の未収金の縮減に向け連携を図ります。

軽油引取税については、近隣県等と連携して不正軽油の撲滅に向けた取組みを行うとともに、検査体制を強化し、厳正な課税処分を行います。また、法人関係税の不申告法人への催告強化及び未届法人の調査徹底による課税客体の補足を図ります。

(4) 新税導入等の検討

現在、長野県は法人県民税の法人税割で地方税法で定める標準税率を超える税率で課税(超過課税)していますが、他の税目についても超過課税を実施できないか検討します。

環境保全など一定の政策目的を実現する手段として、法定外普通税・目的税など長野県独自の税の創設について、本県の特性や受益と負担のあり方、徴税コスト等を考慮しながら検討します。

2 受益者負担の適正化 (目標額 6.4 億円)

受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の額の引上げや新たな使用料・手数料の創設、減免規定の見直し等を行うとともに、滞納整理の強化等により収入の確保を図ります。

【基本的考え方】

使用料・手数料は、行政サービスを受ける人からそのサービスにかかる経費の実費相当額を公平に負担していただくものです。

このため、事務の効率化を徹底することを前提に、受益者から適正な額の負担を求めます。

【具体的取組み】

県有施設等の使用料、検査や登録・許可事務などに係る手数料の額について、受益とコストとのバランス、各県の状況や類似施設との均衡等を考慮し、必要な引上げを行います。

〔 ・信濃美術館展示資料観覧料
・食品衛生営業許可（つけ物製造業等）手数料 など 〕

これまで徴収していなかった使用料・手数料について、受益者負担の適正化の観点から新たに費用の負担を求めます。

〔 ・保健所による犬・ねこ引取料 〕

県有施設のネーミングライツ（命名権）の導入の検討や広告の掲出等様々な工夫により収入の確保を図ります。

〔 ・総合球技場・白馬ジャンプ台等への広告設置 など 〕

県立学校の授業料等について、国や他県の状況等を踏まえ見直します。

〔 ・短期大学、福祉大学校、工科短大、技術専門学校、公衆衛生専門学校、
看護専門学校、看護大学、農業大学校、林業大学校、高等学校 〕

県有財産の使用料・貸付料の減免措置について、利用実態を踏まえたうえで、受益者負担の適正化や公益性の観点から規定を見直します。

〔 ・県庁・合同庁舎等駐車場の団体への目的外使用許可
・文化会館のホール使用料 など 〕

職員宿舍貸付料について、民間とのバランスを考慮し、最高限度額を段階的に引き上げ、将来的には撤廃します。

県が行う研修会・セミナー等について、事業の目的を考慮したうえで、参加者から適正な額の負担金を徴収します。

債権の種類に応じ債権回収マニュアルを作成し適正な管理・回収を行うとともに、滞納整理を強化し悪質な滞納者には法的措置を講じるなど、収入未済金の縮減を徹底します。

〔 ・県営住宅家賃 など 〕

3 県有財産の有効活用 （目標額 5.9億円）

未利用県有地等の売却や県が保有する株券の売却等により、県有財産の有効活用を図ります。

【基本的考え方】

県が保有する土地や財産のうち有効利用されていないものや保有する必要性のないものについて、今後の利用可能性や売却に要する費用等を考慮に入れながら、一般競争入札や公募抽せんなどにより適正価格での売却等を進めます。

【具体的取組み】

(1) 未利用県有地の売却等 (目標額 4.0億円)

未利用県有地について、必要に応じて建物の解体除去や境界確定・用地測量を行うなど売買条件を高めたうえで、売払いを進めます。また、組織や施設の統廃合により不用となることが想定されるものについては、事前に活用計画を策定し、早期の処分が図られるようにします。

他用途への転用が有効と考えられるものについては、費用対効果を十分考慮したうえで活用策を検討します。

当面売却が困難であるものの、県としての活用が見込まれない土地・庁舎等について、貸付けなど有効な活用策を図っていきます。

(2) その他県有財産の売却等 (目標額 1.9億円)

県が保有する株券について、法人に対する県関与の必要性等を考慮し、売却等を積極的に進めます。

4 臨時的な財源の確保 (目標額 20.0億円)

財源不足に対応するため、一時的に特定目的基金を取り崩して活用し、財政改革推進期間終了後に取り崩した額を基金に戻します。

【基本的考え方】

財源調整のための基金(財政調整基金・減債基金・公共施設等整備基金)の枯渇が見込まれる中で、特定目的基金の取崩しにより臨時的な財源の確保を図ります。

【具体的取組み】

福祉基金等の果実運用型基金については、近年、金利が低下傾向にあるため運用益だけでは事業を行いにくなっています。このため、これらの基金を一時的に取り崩して、その使用目的の範囲内で今後重点的に取り組んでいく施策に有効活用を図り、財政改革推進期間終了後に取り崩した額を基金に戻します。

- ・福祉基金
- ・環境自然保護基金
- ・森林整備基金

施策の重点化の方向性

平成15年度当初予算の編成から「長野モデル創造枠予算」を創設するなど、平成18年度までの4年間に新たに300億円以上（県債を除く一般財源）を投入し、福祉・医療、環境、教育、産業・雇用の4分野をはじめ県が行うべき重点課題に積極的に取り組みます。

長野県は、人口減少社会を目前に控え、右肩上がりの経済成長が必ずしも見込まれない時代において、全国に先駆け新たな時代を先取りする社会・経済システムをいち早く実現することを目指します。

このため、環境と共生した産業構造・生活様式への転換を促進するとともに、人口減少・超高齢社会に適応した地域づくりや、地域住民が自律的・主体的に活動できる社会の実現に向けて、「長野モデル創造枠予算」等を活用しながら、県民満足度等調査結果においても県民から施策の一層の充実を求められている、福祉・医療、環境、教育、産業・雇用の4分野をはじめとする重点課題に積極的に取り組むことにより、県民一人ひとりが十分な満足が得られる社会を構築します。

また、県民にとって真に豊かな未来を切り拓くため、県職員が積極的に現場へ出て「営業活動」を行うことにより、予算を伴わなくとも県民に必要とされる施策を積極的に行っていきます。

【福祉・医療、環境、教育、産業・雇用分野での施策展開の方向性】

(1) 自律と助け合いの「福祉・医療」

本格的な少子高齢社会が到来する中で、誰もが健康長寿で、尊厳を持って安心して人生を送ることのできる社会を構築することが求められています。

県民一人ひとりが自律し、お互いを支えあいながら、生き生きと活躍できる社会の基盤となる福祉・医療の充実が必要です。

このため、次のような方向に施策を展開します。

高齢者の住み慣れた地域でのケアの拠点となる宅幼老所を平成19年度までに小学校区などの日常生活圏に整備(290か所)するとともに、障害者の生活相談などの支援を行う障害者就業・生活支援センター等を18年度までに県内全広域圏に設置(12か所)するなど、介護や子育て等を地域や社会全体で支えていく福祉・医療を推進します。

福祉サービスの質の向上を図り、利用者の選択の一助となる情報を提供するための第三者評価も含めたサービス評価制度を平成17年度から本格的に実施するなど、利用者・受療者の側に立った福祉・医療サービスを実現します。

NPOやボランティアの活動を支援し、行政等関係機関主導でなく地域が主体となった福祉・医療活動の充実を図ります。

地域医療を担う診療所や病院を支援する地域医療支援病院を平成19年度までに県内全圏域に整備するなど、かかりつけ医と入院医療を担う病院との役割分担やNPO等多様なサービス提供主体の参入の促進により、効率的・効果的な福祉・医療提供のため機能分担と連携を促進します。

子育てや児童虐待、配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス）等に対する相談体制を充実し、児童相談所における一時保護の通年対応を早急に児童相談所2所体制に拡充するなど、より一層安心して暮らせる福祉・医療体制を整備します。

（2）21世紀の循環型社会の構築を目指す「環境」

日本の背骨に位置し、数多の水源を有し、自然環境に恵まれた長野県においては、自然とともに暮らす人間社会のモデルを世界に示していくことが求められています。

自然界も社会も循環の仕組みに支えられた、より健全な環境を未来へ引き継いでいくため、自然環境と調和し環境への負荷をできるだけ小さくした、持続的発展が可能な社会を実現する環境施策の充実が必要です。

このため、次のような方向に施策を展開します。

山岳における豊かな自然環境を保全するため、今後概ね10年以内にトイレを有するすべての山小屋について、し尿の自然浸透処理を改善するとともに、針広混交林化を目指した間伐による豊かな森林の育成、公共交通機関への低公害車の導入、地球温暖化防止施策の充実などにより、豊かな自然環境を保全し、将来に残します。

平成17年度までに、一般廃棄物の排出量については県民1人1日当たり100gの減量に努めるとともに、産業廃棄物の最終処分量については年間43万トン(平成10年度)から17万トン(60%削減)に抑制するなど、リユース・リサイクル、環境に負荷を与えない公共事業の実施などを推進し、大量生産・大量消費からの脱却を図ります。

太陽光発電設備や木質バイオマス燃料製造工場の設置をはじめ、クリーンな自然エネルギーの調査研究や、試験場における環境関連研究部門の連携などにより、新たな環境施策を構築します。

（3）信州の未来を担う人づくりの「教育」

教育を重んじる風土の中で向上心あふれる長野県民は、世代を問わず学ぶ意欲が高く、進取の気性に富んでおり、このような特質を生かした長野県教育を構築していくことが求められています。

豊かな感性と創造力や個性を大切に、新たな社会を構築していくためには、

新しい時代に対応できる人材を育む教育の充実が必要です。

このため、次のような方向に施策を展開します。

きめ細かな学習指導を行うため、小学校の30人規模学級編制については、平成15年度において小学3年まで拡大し、今後は、市町村の協力を得ながら小学校のすべての学年で実施するとともに、いじめ・不登校対策、個性豊かな私立学校づくり等を強化し、個々を大切にするきめ細かい教育を実現します。

養護学校高等部における保護者や生徒の地域化志向の高まりを踏まえ、地域での受け皿づくりや卒業後の自立と社会参加につながる多様な支援のあり方等について検討するため、平成15年度に研究会を設置し、16年度以降具体的な事業を実施するなど、児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、養護学校等における教育内容・方法を改善するとともに、18年度開校予定の稲荷山養護学校の改築をはじめ、老朽化した学校の改築等を進め、障害児にやさしい教育を実現します。

幅広い視野を持った民間人の学校長への登用を平成16年度から小・中学校及び高等学校において実施するとともに、新たな視点からの教員評価制度を導入するなど、教育現場における柔軟な資質を持った人材の育成を図ります。

林業体験などの自然の中で学ぶ機会の充実、学校施設等の開放や地域の住民を対象とした授業公開を、平成15年度からすべての県立高等学校で実施するなど、地域社会と連携した学ぶ場の提供を図ります。

児童・生徒の体力低下に対応した体力向上プランを実施するとともに、中学・高等学校の運動部活動の充実と地域社会との連携を深めるため、スポーツエキスパート(地域のスポーツ指導者)の派遣を100人(平成14年度)から平成15年度は200人に増員するなど、心身の健康を育む教育の充実を図ります。

(4) スリー・パイ・スリーによる新たな価値を生み出す「産業・雇用」

従来のような右肩上がりの経済成長が見込めない成熟社会を迎え、世界的な市場競争に巻き込まれる中で、新たな価値を生み出す創造的な産業構造への転換が求められています。

長野県の基幹産業たる「製造業・農業・観光」が有する潜在能力と、21世紀型の新たな労働集約的産業とも呼ぶべき「福祉医療・教育・環境」の連携と融合、いわゆる3×3(スリー・パイ・スリー)により、新たな産業と雇用の創出が必要です。

このため、次のような方向に施策を展開します。

産業活性化・雇用創出プロジェクトを推進し新たなビジネスモデルの実現を支援するとともに、光ファイバー情報ネットワークを活用した情報関連産業の

誘致など、長野県の産業構造の転換と新産業の育成・雇用の創出により新規開業企業数の増加を図ります。

特許、技術力、ビジネスモデルなどを評価し融資する新たな仕組みを構築するとともに、発展が見込まれる分野のベンチャーの育成など、本物志向の企業が活躍できる環境を整備し、県内企業の特許出願数の増加を図ります。

産学官連携による新たなビジネスモデルの創出やインキュベーター（起業家支援施設）の整備を図り、創業予定者などの身近な相談窓口であるチャレンジ起業相談室利用者の開業件数を286件（平成13年度）から平成16年度には350件以上を目指すなど、チャレンジする企業を積極的に支援します。

ひとつの地域に「集中」するという地域集積型の産業構造ではなく、情報通信基盤の活用などにより、拠点は「分散」しつつも、よりよいパートナーとのつながりを通して新たな価値を創造していくようなネットワーク型産業構造を構築します。

求人企業・求職者間のミスマッチ解消のための現場体験型の職業訓練や就職相談を充実し、求職者が安心して新しい産業に移れる雇用面のサポート体制を充実し、新産業の育成などの総合的な産業活性化策とあわせて、平成18年度までに新たに2万人の雇用創出を目指します。

財政改革による収支改善目標額

【金額は、県債を除く一般財源】

(単位:億円)

年 度	15	16	17	18	合計	
財 源 不 足 額 A	376	337	224	204	1,141	
歳 出 削 減 額	事務事業の見直し	25.7	38.7	49.5	58.9	172.8
	今回の事務事業見直し	25.7	33.7	34.5	33.9	127.8
	毎年度の追加見直し		5.0	15.0	25.0	45.0
	投資的経費の削減	71.5	148.9	199.8	214.1	634.3
	公共事業費等の削減	60.8	139.6	179.0	179.0	558.4
	その他の施設建設事業の選択的实施	10.7	8.5	17.1	26.7	63.0
	投資的経費の削減に伴う公債費の縮小		0.8	3.7	8.4	12.9
	人件費総額の抑制	73.3	76.2	78.2	22.1	249.8
	職員数の削減	4.9	7.8	9.8	11.9	34.4
	職員給与等の減額	68.4	68.4	68.4	10.2	215.4
小 計	170.5	263.8	327.5	295.1	1,056.9	
歳 入 確 保 額	県税収入の確保	3.0	3.0	3.1	3.1	12.2
	税の特例措置の見直し	2.7	2.7	2.8	2.8	11.0
	滞納整理の強化等	0.3	0.3	0.3	0.3	1.2
	受益者負担の適正化	1.4	1.5	1.7	1.8	6.4
	県有財産の有効活用	5.9				5.9
	未利用県有地の売却等	4.0				4.0
	(10.0)	(10.0)	(7.0)	(7.0)	(6.4)	(30.4)
	その他県有財産の売却等	1.9				1.9
臨時的な財源の確保	10.0	10.0			20.0	
小 計	20.3	14.5	4.8	4.9	44.5	
合 計 B	190.8	278.3	332.3	300.0	1,101.4	
増 嵩 経 費	長野モデル創造枠予算	35.0	50.0	70.0	55.0	210.0
	介護保険等増加が見込まれる 民生関係経費	10.0	20.0	30.0	30.0	90.0
	合 計 C	45.0	70.0	100.0	85.0	300.0
差 引 不 足 額 A + B - C (基金を取崩して対応)	230.2	128.7	8.3	11.0	339.6	
基 金 残 高 (H14末残高373億円)	143	14	22	33	-	

未利用県有地は、平成15年度以降も毎年度売却を予定しているが、平成14年度にも同様に売却収入があり、新たな歳入の増加とならないため()書きとした。

予算編成・執行面での取組み

1 予算編成・執行方法の見直し

(予算編成の見直し)

予算編成に当たっては、平成14年度当初予算編成から従来の手法を改革し、財政当局が逐一精査するのではなく、各部局が主体性と責任をもって創意工夫を凝らしながら事業予算を組み立てる分権型の予算編成を構築するとともに、各部局からの要求段階から予算編成に関する情報を速やかに県民に公表し県民意見を予算に反映させるよう予算編成過程の透明性の確保に努めてきました。

また、平成15年度当初予算編成から、見積書の作成から議会に提出される予算説明書の作成までを一貫して行う予算編成システムを導入し、効率的な予算編成を行いました。

予算編成は一部の部署や職員で行っていると思われがちなことから、今後は予め予算編成の理念を本庁の職員だけでなく、直接県民と接している現地機関の職員にも徹底し、事業を実際に執行している職員の意見を十分反映した予算を編成します。

また、予算を獲得することに力を注ぐ「予算重視」型予算ではなく、いくら経費でどれだけ成果を上げたかの「決算重視」型予算とするため、政策評価室を設置して政策評価制度を充実し、成果を踏まえた予算編成を行います。さらに、県債の償還費や施設の維持管理経費など将来のコストについても十分検討し、中長期的に費用対効果を考慮した予算編成を行います。

(予算の透明化と県民意見の反映)

県民の目線に立った予算とするため、予算の内容や公社等外郭団体も含めた県全体の財政状況をわかりやすく説明し、県民からいただいた貴重な税金の使いみちを明らかにします。その上で、広く県民から意見を募集し、県民の声を予算に積極的に反映させていきます。

(執行方法の見直し)

事務事業の執行に当たっては、計画的かつ効率的な執行に努め経費の節減を図るとともに、いわゆる「予算の使い切り」という考えを払拭し、不用となった予算については不執行とするなど、執行責任者がきちんと管理するよう体制を強化します。

また、これまで予算執行者自らが建設工事等の検査を行っていましたが、今後会計局に検査室を設置し、建設工事等の品質確保や低入札・談合について、厳格かつ透明な対応を行います。

一方、予算執行の審査を行う会計局等の出納機関においても、事業の必要性・効率性等の内容に及ぶ審査制度を新たに導入し、より厳しいチェックをすることとします。

2 事務事業の抜本的見直し

現在行っている事務事業や今後新たに行う事務事業すべてについて、原則として3年を経過した時点で改めてその必要性や妥当性等をゼロベースで検証し、抜本的に見直していきます。

また、毎年度、社会情勢の変化に積極的に対応した施策の見直しを行うとともに、徹底した事務の効率化と経費の節減に努めます。

3 職員の意識改革

県民からいただいた貴重な税金は県民のために有効に活用することが大前提です。そのためには、これまでの制度や仕事の進め方にとられることなく、予算編成に直接携わっている職員のみならずすべての職員が県財政や予算の編成・執行について絶えず問題意識を持って行動しなければなりません。

まず、コスト意識の徹底と事務運営の効率化など創意工夫に努め、残業の縮減や計画的な出張などによるヒトにかかる費用の節減や、環境保全のための「県庁率先実行計画」に基づく節水、節電、ごみの減量化や会議の簡素化などモノにかかる費用の節減など、身近なところから「ムダ」をなくします。

また、職員一人ひとりが県政の抱える課題や進むべき方向性をきちんととらえ、理念を共有しながら新しい長野県づくりに向けた予算編成に取り組みます。さらに施策の実施に当たっては、パブリック・サーヴァントとして、県民の目線に立って「今、何が求められているか」を考えるとともに、限られた財源の中で最大の効果を上げるべく、経営感覚を持って迅速かつ大胆に事業を実施していきます。

地方税財政制度の改革

1 「三位一体」改革の実現による財政自主権の確立

長野県の目指す財政改革は、納税者の視点で県の財政構造、県行政のあり方そのものを改革することです。

しかしながら、今日の制度では、地方公共団体の財政運営は国の制度の枠組みにしばられており、県が自主的に財源配分を大きく変え、福祉・医療、環境、教育といった県民が真に望む分野に重点的に財源を振り向けていくことは困難な状況にあります。

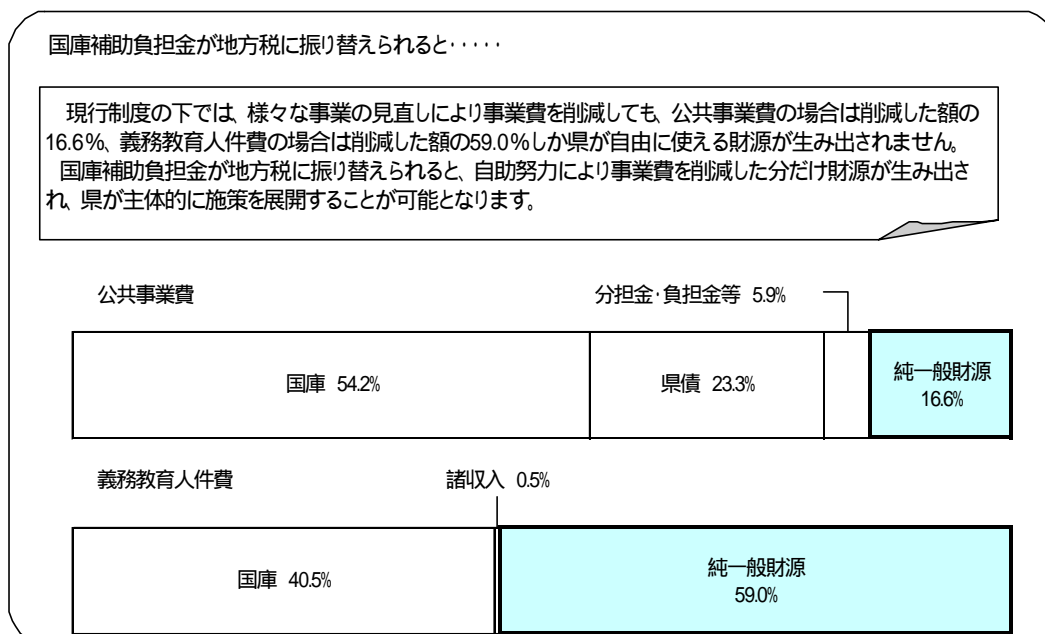
自主・自律の地域社会をめざした「地方分権改革推進会議」の意見（平成14年10月）にもあるように、ナショナル・ミニマムの達成から地域が選択する地域ごとの最適状態（ローカル・オプティマム）の実現を目指して、地方分権を推進していく必要があります。

高度経済成長の時代には、国が示す方向性に従い、国庫補助金によって全国一律のサービスが提供されるような施策展開が図られてきましたが、右肩上がりの経済成長が見込めない今日、限られた財源の中で地域の実情に応じ真に必要な事業を厳選して実施していくことを可能とするためには、できる限り国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方が自主的に活用し得る財源を国から大幅に移譲することが不可欠です。

たとえば現行制度では、仮に県が不要不急の公共事業費を100億円削減したとしても、県が必要な事業に振り向けることができる財源は当面17億円程度しか生み出されないという現状にあります。

国と地方の役割分担を見直す中で国の関与は限定し、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税制度の「三位一体」となった地方税財政制度の抜本的な改革を早急に具体化し、地方の財政自主権を確立させなければなりません。

このことについて、長野県も他の自治体と協力して国に積極的に働きかけていきます。



片山総務大臣の税源移譲(案)が実施されると……

仮に、片山総務大臣の試案「地方財政の構造改革と税源移譲について」(平成14年5月)のとおり国から地方への税源移譲が行われたとすると、一定の試算では、本県の場合600億円以上の国庫補助負担金が県税として県が主体的に使えるお金に振り替えられることになります。こうした財源は「長野モデル創造枠予算」の充実など、県民のために有効に活用することが可能です。

国庫補助負担金の縮減対象

(単位:兆円)

区分	国庫負担金	国庫補助金	計
経常	6.3	1.3	7.6
投資	2.6	2.0	4.6
計	8.9	3.3	12.2

50%が地方税へ振替え

70%が地方税へ振替え

5.5兆円が国庫補助負担金から地方税へ

(単位:兆円)

区分	国庫負担金	国庫補助金	計
経常	3.2	0.9	4.1
投資		1.4	1.4
計	3.2	2.3	5.5

試算すると……

長野県では600億円もの財源が移譲されます

(国から地方への税源移譲)

地方公共団体が、自由な発想により自主的な財政運営を行っていくためには、自主財源の安定的な確保が必要となります。そこで、地方分権を一層推進するため、個人所得課税や消費課税について国と地方の配分を見直すなど、国から地方への税源移譲が早急に行われるよう提言します。

(地方交付税制度の充実強化)

国と地方の役割分担に応じ国から地方への税源移譲が行われた場合でも、地方公共団体間での税源の不均衡が生じるため、地方交付税はこの不均衡を調整する重要な役割を果たしています。そこで、地方交付税率の引上げ等により地方交付税総額の安定的な確保を提言します。

(改革を推進する自治体への措置)

現行制度では、県が財政構造を改革するために事務事業の見直しを行っても、その財源となっている国庫補助金も同様に減額されてしまいます。そこで、改革推進のためのインセンティブとなるよう、本格的な税源移譲がされるまでの間、公共事業など都道府県ごとに一定程度の枠が想定できるような事業については、交付金などとして、改革により削減した国庫補助金の一定額を国から都道府県に交付するような仕組みを提言します。

2 国庫補助制度等の改善

(制度・運用上の問題点の改善)

国の制度や運用に問題があり、県の超過負担となったり、県の補助が義務付けられている事業や県の自由な発想による運用が妨げられている事業について、国庫補助負担金の廃止・縮減を前提としつつ、当面早急な改善を提言します。

国が定める枠組み以上に県が財政支出をしているため、実態に合った応分の負担を国に求めるべき事業(例)

- ・社会福祉施設職員の配置に係る国の基準が実態に合わず、県が上乘せ補助を行っている(民間社会福祉施設運営調整費支給事業補助金、授産施設利用障害者指導員設置事業補助金)
- ・特定疾患等の治療研究のための医療費について、国が要綱で定められた補助率どおり交付せず、県の超過負担となっている(特定疾患治療研究事業費、小児慢性特定疾患治療研究事業費)
- ・国の定める標準床面積が本県の実情に合わず、県の超過負担となっている(県営住宅建設事業費)
- ・特殊教育諸学校における校舎等の改修等に係る国庫補助単価が実勢価格と乖離し、県の超過負担となっている(老朽校舎改修事業費)

県の負担が義務付けられ、市町村等の自主的・自律的な事業実施が妨げられているため改善を求めるべき事業(例)

- ・補助要綱上、県の負担は明記されていないが、事実上県の補助が事業採択の要件とされている(新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金)
- ・市町村が行う温泉地の整備に対し、県の補助が義務付けられている(ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業補助金)
- ・市町村が行う自然体験施設(キャンプ場等)の整備に対し、県の補助が義務付けられている(ふるさと自然活動支援事業補助金)
- ・市町村が行う国立・国定公園内におけるトイレの改築経費に対し、県の補助が義務付けられている(国立・国定公園公衆トイレ緊急再整備事業補助金)
- ・農協等が行う畜産技術等の普及奨励事業等に対する県の補助が事業採択の要件とされている(地方競馬全国協会畜産対策事業補助金)
- ・市町村等が行う土地改良事業に対し、県の補助が義務付けられている(団体営土地改良事業補助金)
- ・市町村が同和対策で行った住宅新築資金の低利融資事業に対し、県の補助が義務付けられている(住宅新築資金等貸付助成事業費補助金)

その他、国の制度や運用に問題があり改善を求めべき事業（例）

- ・国の方針による周波数移行により大規模な投資が必要となる（防災行政無線設備更新事業費）
- ・補助金の算定方法や事業計画承認など国が大きく関与している（運輸事業振興助成補助金）
- ・行旅死亡人の取扱いに係る事務は市町村が行うこととされているが、費用は県が負担している（行旅死亡人取扱費）
- ・県費負担のない補助金等が県を經由して支出されている（農業共済団体等事務費補助金、農業委員会交付金）
- ・基金を活用した事業に上限額等国の制約がある（ふるさと農村活性化基金活用事業）
- ・貸付金の対象が借り手のニーズに合っていない（林業改善資金貸付事業費）

（国と地方の役割分担による見直し）

国と地方公共団体の役割分担の観点から、本来国において費用を負担し実施すべきであるにもかかわらず、地方に負担を求めている事業については、直ちに廃止するよう提言します。

特に、国が管理する国道・河川等の直轄事業に対する県の負担金については、事業実施に当たり事前に県と十分な協議を行うとともに、維持修繕に係る負担金については、本来管理者である国においてその全額を負担すべきものであるため、直ちに廃止するよう提言します。

財政改革推進プログラムの実施に当たって

1 集中検討期間における取組み

この財政改革推進プログラムの中で、歳出削減・歳入確保に向けた取組みと施策の重点化の方向性をお示ししましたが、これが改革のすべてではなく、あくまで第一歩を踏み出したに過ぎません。平成15年度までの集中検討期間において様々な角度から更なる検討を進め、このプログラムの理念に沿ったより一層の事業の再構築を進めていきます。

【集中検討期間における主な検討事項】

(中長期的なビジョン)

本県を取り巻く社会経済状況の大きな変化の中で、この先どんな社会を目指すのか、またそのために県がどのような取組みを行っていくかについて、県民や県内外の碩学、実践者の皆様とともに、中長期的な視点に立って重点的な課題や改革の方向性等を検討のうえ、平成15年度中に新たなビジョンを策定し、予算の重点化を行っていきます。

(県行政の守備範囲)

企業やNPO、コミュニティ等多様な主体で公益を担う社会の実現を目指し、戦略的なアウトソーシングを推進するとともに、県と国・市町村との役割分担、県と様々な公益の担い手との役割分担など県行政の守備範囲について見直しを行い、その結果を踏まえた政策立案や予算編成を行います。

また、県と市町村との共同設置による研究会を設け、県と市町村のあり方について検討し、市町村の意欲に応える権限移譲を進めます。

(行政改革)

行政改革の中で、危機的な財政状況という制約の中にあっても県民益の極大化を目指します。そのため、企業局・病院を含む県の組織全体について選択と集中による抜本的な再編や運営方法の改革をはじめ、人的資源を最大限活用するための職員の切磋琢磨を重視した人事制度の改革などについて検討し、効率的な行政運営を行います。また、県が出資・関与する外郭団体について、将来的な県財政への負担を極力回避するため、社会経済情勢の変化を踏まえて存立の必要性を検証しつつ統廃合や運営の効率化を検討し、県からの財政支出を削減します。

(産業活性化・雇用創出)

平成15年度以降も新たな産業活性化・雇用創出プロジェクトを立ち上げ、新分野の産業育成策を研究するなど、産業活性化・雇用創出推進本部を中心に、更なる産業振興・雇用確保を図り、中長期的な観点から税源確保に努めます。

(公共事業の適正化)

長野県公共工事入札等適正化委員会の助言を仰ぎながら現行の入札制度の見直しを進め、事業の適正な執行に努めます。また、公共事業評価制度を構築し、事業の効率的な執行と一層の透明性の向上を図り、県民ニーズに合った事業を部局横断的な観点から厳選するとともに重点化していきます。

2 経済・雇用情勢への配慮

旧来の公共事業依存体質から脱却し、福祉・医療、環境、教育といった分野に重点を置いた新しい社会・経済システムを構築するため、聖域なき財政改革を進めていくと、中長期的には、産業構造の転換により県民生活の質が高まり、地域経済が活性化し、雇用が生み出されます。一方、短期的には、投資的経費等の削減による県内の経済・雇用情勢への影響が懸念されます。

このため、2万人の雇用創出を目標とする「産業活性化・雇用創出プラン」に沿って、未来を開く産業の創造により雇用の創出を図るとともに、当面する経済・雇用情勢に十分配慮して、雇用のミスマッチの解消や就業機会の確保、建設産業の構造改革の支援などを行います。

また、このプランを着実に実施するため、産業活性化・雇用創出推進局を設置するとともに、長野モデル創造枠予算などにより早期の施策化を図ります。

3 プログラムの見直しと達成状況等の公表

財政改革推進プログラムの「中期財政試算」は、一定の経済成長率を前提として試算したものであり、今後、景気動向や地方財政措置等の状況変化によって変更が見込まれますので、毎年度の当初予算編成にあわせ「中期財政試算」の見直しを行うとともに、県財政を取り巻く環境に大きな変更があった場合には、必要に応じプログラムの見直しを行います。

また、毎年度、財政改革推進プログラムの達成状況を取りまとめ、県民に公表していきます。

4 県民・市町村・団体等との対話

財政改革は、これまでの常識にとらわれず、お金の使い方を大胆に変えていくことです。改革には少なからず痛みを伴いますが、新しい長野県を創造するため避けては通れない道のりです。そのため、県民、市町村、関係団体などに十分情報を提供し意見交換を行い、ご理解・ご協力をいただきながら進めていきます。

長野県総務部財政改革課

〒380 - 8570

長野市大字南長野字幅下 692 - 2

TEL 026 - 235 - 7039

FAX 026 - 235 - 7475

E - mail zaisei@pref.nagano.jp